## 第9回丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

# 議事次第

- 1. 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に係る 今後の対応方針(令和2年3月23日付)」及び「丹生ダム対 策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀県知事、長浜市長、 独立行政法人水資源機構理事長による現地視察での意見交 換事項について(令和2年3月23日付)」
- 2. 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和元年 5月版)の進ちょくの報告、確認について
- 3. 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和2年版)(案)
- 4. 会議報告(案)

第9回丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会資料リスト

資料	0	資料リスト・名簿・規約・前回会議報告	2
資料	1	「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進	
		要望に係る今後の対応方針(令和2年3月23日	
		付)」及び「丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方	
		整備局長、滋賀県知事、長浜市長、独立行政法人	
		水資源機構理事長による現地視察での意見交換	
		事項について(令和2年3月23日付)」	8
資料	2	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計	
		画(令和2年版)(案)	10
資料	3	実施計画の進捗状況(A3 表)	25
資料	4	実施計画に係る事業進捗状況および令和2年度	
		実施予定(水資源機構)	26
資料	5	実施計画に係る事業進捗状況および令和2年度	
		実施予定(滋賀県)	38
資料	6	実施計画に係る事業進捗状況および令和2年度	
		実施予定(長浜市)	•••48
資料	7	会議報告(案)	56

### 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

## 委員名簿(敬称略)

委員長 : 近畿地方整備局河川部長 豊口 佳之

ました ひでのり 副委員長:滋賀県土木交通部長 吉田 秀範

ままつか よしゆき 副委員長:長浜市副市長 大塚 義之

**委員 : 丹生ダム対策委員会委員長 湯本 聡** 

委員: 独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長

東出 成記

### 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会規約

(名称)

第1条 本会は丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会(以下「協議会」という。) という。

(目的)

第2条 この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を 踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1)整備可能な手法の協議、調整
  - (2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
  - (3) 進ちょくの報告、確認
- (4) その他

(組織)

- 第4条 協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政 法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。
- 2 協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 協議会には委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、近畿地方整備局河川部長の職にある者を充てる、副委員長は滋賀県土木 交通部長の職、長浜市副市長の職にあるものを充てる。
- 3 副委員長は、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 協議会の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理出席することが できる。
- 3 協議会において必要と認められる場合には、関係人を会議に出席させることができる。

(情報公開)

第7条 協議会の公開方針は、別紙「情報公開方針」によるものとする。 (事務局)

第8条 協議会の事務局は、近畿地方整備局河川部及び滋賀県土木交通部に置く。 (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は各委員の協議により定める。

附則

この規約は平成28年10月27日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

区分	職名
委員長	近畿地方整備局河川部長
副委員長	滋賀県土木交通部長
副委員長	長浜市副市長
委 員	丹生ダム対策委員会委員長
委 員	独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長

### 情報公開方針

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会の情報公開方針を以下に示す。これに 定めのない事項については、協議会で定める。

#### (1) 協議会開催の案内について

会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載する。

#### (2) 会議資料について

会議資料は、原則公開とする。
ただし、非公開すべき資料については、協議会の中で決定する。

#### (3) 傍聴について

会議は非公開を原則とし、一般の方の傍聴は認めない。報道機関の撮影は審議に入るまでの頭取りとし、その後の傍聴は認めない。

#### 附則

この方針は平成28年10月27日から適用する。

# 第8回 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会 会議報告

令和元年11月20日 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

本協議会における報告、確認事項は以下のとおり。

- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和元年5月版)」に基づく令和元年度の実施箇所の進ちょくの報告、確認がされた。
- 実施計画に基づく地域整備にあたっては、引き続き、滋賀県、長浜市、水資源機構及び国による進ちょく管理を徹底し、早期・着実に地域整備が実施できるようお互い協力して進めることが確認された。

以上

令和2年3月23日 近畿地方整備局 滋 賀 独立行政法人水資源機構

## 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に 係る今後の対応方針

### ○ ダムの目的に関する代替事業(高時川の河川整備)

・ 高時川の河川整備については、令和2年度より国土交通省の補助金を新たに採択することを調整中であり、これにより滋賀県による計画的・集中的な事業推進が可能となる。

### ダム中止に伴う措置(買収済み用地、残存山林、付替県道などの処理)

近畿地方整備局が中心となって滋賀県、水資源機構と検討、調整してきており、現時点における対応方針は次のとおり。

### 【買収済み用地】

- ・地元から「民間に売却することは適切ではない」とのご意見をお聞きしているため、滋賀県が、水資源機構から引継ぎ、維持管理していく方針。
- ・ 水資源機構から滋賀県への引継ぎが完了するまで、水資源機構において 適正な管理を継続。

### 【残存山林】

- ・ 水資源機構においては、所有者に対し、令和2年度より補償を実施。
- ・ 一方、地元住民からは、高齢化等に伴い、個々に維持管理していくこと は困難とお聞きしている。
- ・ 地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、滋賀県が引き受ける 方針。

### 【付替県道】

- ・ 県道としての利用は困難であるが、今後の利活用を踏まえ、水資源機構 において安全対策等を行った後、滋賀県が引き受ける方針。
- 水資源機構から滋賀県への引き渡しが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。

# 〇 地域振興

- 地域振興については、地域による主体的な取り組みに対し、その内容に 応じた交付金などにより、近畿地方整備局としても積極的に支援。
- ・ 地域の歴史と記憶を継承するまちづくりの一助として、ふるさと絵屏風 の作成を地域の人々を中心に実施することに対する支援の要望を受けた ため、まずはその要望に対し、近畿地方整備局予算を充当して支援。
- ・ 滋賀県としても、平成30年度に創設した丹生水源地域整備特別交付金 制度に基づき、地域による主体的な取り組みに対して支援。

以上

丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀 県知事、長浜市長、独立行政法人水資源機構理事長に よる現地視察での意見交換事項について

### 【県道中河内木之本線整備】

・ 水資源機構において、平成27年度より整備をはじめ、平成29年度に は計画を策定し、令和8年度までに完了予定であるが、できるだけ早期に 実施し、令和6年度完了を目標に整備。

・一部分的に供用可能な箇所は、水資源機構から滋賀県に速やかに引き渡

 $\cup_{\circ}$ 

・ 水資源機構において、供用区間、時期、引き渡し要件を整理。

・ 並行する県道については、滋賀県において、長浜市への引き渡し要件などを整理。

### 【市道奥川並線・市道洞寿院線の補修】

・ 市道奥川並線については、水資源機構において、補修を実施し、補修完 了後、長浜市に引き渡し。

・ 市道洞寿院線については、整備が完了しており、水資源機構から長浜市 に引き渡し済。

### 【立坑など調査施設の撤去】

水資源機構において、ダムサイトの立坑などの閉塞作業並びに設置した 工事用道路の整備について、今年度完了。

・ 田戸(原石山)の横坑などの閉塞作業は、令和2年度に調査を行った上で令和3年度に実施予定。

### 【集落跡地整備】

・ 小原地区について令和2年度に、その他の地区についても、引き続き、 県道整備と併せて整備予定。

### 【各発生土受入地の活用】

・ 八田部は、水資源機構において、地元が望む利活用方策に沿った基盤整 備等を実施したうえで借地を解消。

・ 北海道は、水資源機構において、用地の取扱いも含め、地元が望む利活 用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで引き渡し。

・ 半明は、買収済み用地と同様の取扱い。

# 【地域資料の活用】

水資源機構において、資料のリストアップなどを実施済みであるため、 今後、地元が望む活用方策に沿って資料を提供。

### 【河川維持管理】

・ 高時川(下丹生より上流区間)や妙理川の維持管理は、滋賀県において 実施。

・ 高時川の瀬切れ対策は、近畿地方整備局が支援を行い、関係機関と協議 のうえ、滋賀県が対策を実施。

以上

# 資料2

### 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和2年版)(案)

~自然・文化・歴史を活かした個性ある産業が息づき、地域住民が安心して 生活でき、誇りを持ってふるさとを守り育てる魅力のある余呉地域を創生~



丹生川(高時川:佐惣平橋より上流を望む)

令和2年5月

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

# 目 次

1		•	•	•	1
2	地域整備に向けた体制の構築	•			2
( -	1) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定			•	2
(2	2)丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会	•	•	•	2
3	余呉地域の現状と課題等				3
( -	1)地域の概要			•	3
(2	2) 地域の課題			•	6
(3	3) 課題解決に向けた取り組み	•		•	6
4	基本方針				8
( -	1 )地域整備事業の推進体制			•	8
(2	2)財政措置等	•			8
(3	3) 地域整備の方向性	•			8
( 4	4) 地域整備実施計画の事業体系	•			9
【才	長-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体	系			
Ţ.	長-2】事業体系の内、早期(概ね5年以内)の着手が必要なも	თ	•	•	10
12		•	•	•	11
<del>)</del>	}生ダム建設事業の中止に伴う地域整備 実施箇所図				12

### 1 趣 旨

丹生ダム建設事業は、昭和 43 年に予備調査が開始されてから、ほぼ半世紀が経過した平成 28 年 7 月に国土交通省から正式に中止の方針が決定された。

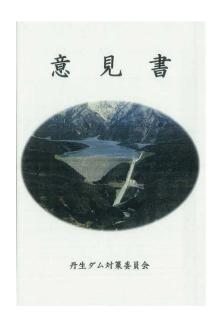
丹生ダム水源地域およびその周辺地域(以下「余呉地域」という。)では、ダム建設を前提とした地域整備事業が計画・実施されてきたが、最終的にダム本体工事が着手されず、事業が中止されたことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや、水源地域の荒廃、過疎化の進行など課題が山積している。

今般、丹生ダム建設事業の中止に伴う影響を緩和するため、余呉地域が抱える課題や要望等に対応した地域整備を図ることとし、丹生ダム対策委員会が平成28年1月に提出された意見書の6項目の実現に向けた地域整備の推進を図るものである。





丹生ダム建設事業の位置図



### <6項目の要請事項>

(平成28年1月25日丹生ダム対策委員会意見書より)

- ① 道路網の整備
- ② 水源地域の山林等の保全と維持管理
- ③ 高時川の河川整備(治水・瀬切れ対策・砂防)
- ④ 発生土受入地の利活用
- ⑤ 自然、文化、歴史を活かした地域振興策
- ⑥ 安心・安全な生活のための環境整備

### 2 地域整備に向けた体制の構築

#### (1) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定

「丹生ダム建設事業の中止により地域振興に必要な社会資本の整備等が十分に行われていない地域」(当計画では「余呉地域」としている地域)について速やかに必要な事業の実施を図るため、平成28年9月11日に丹生ダム対策委員会・近畿地方整備局・滋賀県・長浜市・水資源機構の五者で「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」(以下「基本協定書」という。)を締結した。

- 1. 平成28年1月25日付けで委員会から国に提出された意見書を重く受け止め、 国、県、市及び機構は、地域整備をお互い協力して進めるものとする。
- 2. 委員会、国、県、市及び機構から構成する「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置し、その検討を踏まえ、国は責任を持って地域整備の推進を図る。
- 3. 地域整備の推進にあたっては、滋賀県長浜市北部地域の振興を見据え行うものとする。

#### (2) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

地域整備の推進を図るため、「平成28年10月27日に、基本協定書で定めた「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」(以下「協議会」という。)を設置した。協議会における地域整備に関する目的等については、下記のとおり規約に規定した。

#### 第2条(目的)

この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」 を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。 第3条(事業)

協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 整備可能な手法の協議、調整
- (2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
- (3) 進ちょくの報告、確認
- (4) その他

#### 第4条(組織)

協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政 法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。

2 協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

### 3 余呉地域の現状と課題等

#### (1)地域の概要

余呉地域は、淀川水系の最北端の源流地域であり、京阪神地域を含め1,400万人の生活を支えている琵琶湖の北に位置する豊かな山林に囲まれた水源地域である。琵琶湖国定公園の特別地域である余呉湖周辺、高時川源流域は多くを山林が占めており、またその山林の多くが水源涵養のための保安林にも指定され公益的な機能を果たしており貴重な地域である。







冬の菅並集落

気候は北陸型で、冬期には平野部で1m~2m、山間部で2m~4mの積雪があり、根雪期間は12月から翌年4月までの長期間に及ぶ地域である。特に、昭和54年には豪雪地帯対策特別措置法にもとづく特別豪雪地域の指定を受けている程の豪雪地帯となっている。

また、若年者人口の流出や高齢化の進行による集落維持機能の低下が懸念されており、平成2年に過疎地域活性化特別措置法にもとづく過疎地域の指定も受けている。平成28年時点の65歳以上の高齢者比率は38.8%で、滋賀県平均24.8%、全国平均27.0%を大きく上回る。

産業については、戦前の余呉地域は薪炭産業に依存してきたが、高度経済成長期の産業・エネルギー構造の転換や人口の流出により地域の活力が衰退しているほか、昼間人口は7割程度(平成22年時点)となっている。

林業においても担い手が不足し放置林が多く、商業は小規模経営の個人商店が ほとんどで、後継者不足で存続が危ぶまれている。観光業については、誘客の可能 性がある地域資源を有しているが、現在のところ多くの観光客を誘致するまでには 成熟していない。 主なレクリエーションは、余呉湖のワカサギ釣り、丹生川(高時川)のアユ釣り、余呉高原スキー場、ウッディパル余呉があげられるが、ワカサギ及びアユ釣りの来訪者は天候に左右され、スキーについても、若者のスキー離れやスキー場の競合により来場者は減少傾向にある。



余呉湖(ワカサギ釣り)



丹生川(高時川)のアユ釣り

自然・文化・歴史については、賤ヶ岳の合戦跡、丹生茶わん祭り、菅山寺、洞寿院などがあるが、環境整備や広報が不十分であり、交流人口の増加に結びついていないほか、古民家の整備やトチノキの巨木に至るトレイル道の整備についても、地域振興策まで進展していない。



丹生茶わん祭り



トチノキ(巨木)

そのほか、丹生ダム計画により整備された妙理の里や茶わん祭の館の施設が遊休状態となっており、利活用や管理・運営について喫緊の課題となっている。

以上のように、丹生ダム建設事業が計画されてから長い時間が経過したことにより、余呉地域の社会資本整備の遅れや水源地域の荒廃、過疎化が進行している。



妙理の里



倒木(水没予定地の荒廃状況)



水没予定地



小原集落跡地

なお、余呉地域の周辺施設を余呉地域図に示す。

#### (2) 地域の課題

以上をまとめると、余呉地域には以下の課題が見えてくる。

課題①:社会資本整備の遅れ

課題②:山林の荒廃

課題③:若者の人口流出による担い手不足

課題④:集落維持機能の低下

課題⑤:観光客の誘致

#### (3) 課題解決に向けた取り組み

余呉地域の振興を図るため、「I 誰もが安心して住み続けられる地域」、「Ⅱ 個性ある産業が息づく地域」、「Ⅲ ふるさとを守り育てる地域」とする3つの目指すべき姿の実現に向けて、当該地域の課題を念頭に協議会等で議論し実施可能な地域整備事業を丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者が連携協力し実施する。

# [目指すべき3つの姿と課題解決の方向]

I 誰もが安心して住み続けられる地域
<u>〇道路網の整備</u>
①県道の整備・・・・・・・・・・・・・・[課題①]
②市道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・[課題①]
③近隣地域との交流促進・・・・・・・・・・[課題①]
<u>〇高時川の河川整備</u>
④治水対策・・・・・・・・・・・・・・[課題①]
⑤瀬切れ対策・・・・・・・・・・・・・[課題①]
〇安心・安全な生活のための環境整備
⑥生活関連施設の整備・・・・・・・・・・・[課題④]
⑦公共交通機関の維持・確保・・・・・・・・・[課題④]
⑧防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・[課題④]
⑨保健及び福祉の向上・・・・・・・・・・・[課題④]
Ⅱ 個性ある産業が息づく地域
<ul><li>Ⅱ 個性ある産業が息づく地域</li><li>○自然、文化、歴史を活かした地域振興策</li></ul>
〇自然、文化、歴史を活かした地域振興策
〇自然、文化、歴史を活かした地域振興策           ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
O自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
O自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○自然、文化、歴史を活かした地域振興策         ⑩農林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 4 基本方針

#### (1) 地域整備事業の推進体制

余呉地域における地域整備の推進を図るため、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の五者で構成する「丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備協議会」において、地域整備実施計画を作成し、事業を行う。

また、地域整備事業の実施に当たっては、「長浜市過疎地域自立促進計画」等既存の計画と整合性を図りつつ、事業が効果的・計画的に推進出来るよう緊密な連携を図っていく。

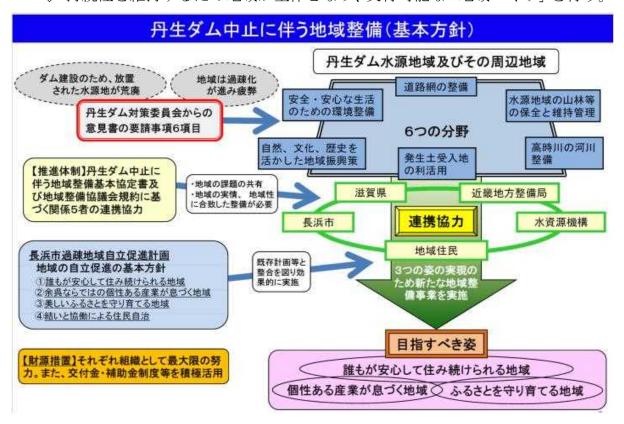
#### (2) 財政措置等

地域整備事業の財源措置については、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の四者は、組織として最大限の努力を行うものとし、国、県の交付金・補助金制度などの既存の制度を積極的に活用する。

滋賀県は、当該基本方針に基づき、長浜市及び地元が実施する事業を対象とした 支援策について検討を進める。

#### (3) 地域整備の方向性

- ◇ 3 つの目指すべき姿の実現に向け、自然、文化、歴史を活かし、既存施設の利 活用を図り、地域住民が誇りを持てる魅力のある余呉地域を創生する。
- ◇ 持続性を維持するため地域が主体となり、実行可能な「地域づくり」を行う。



### (4) 地域整備実施計画の事業体系

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画の事業体系を表-1 に示すとともに、早期(平成29年度から概ね5年以内)の着手が必要な内容を表-2 に示す。

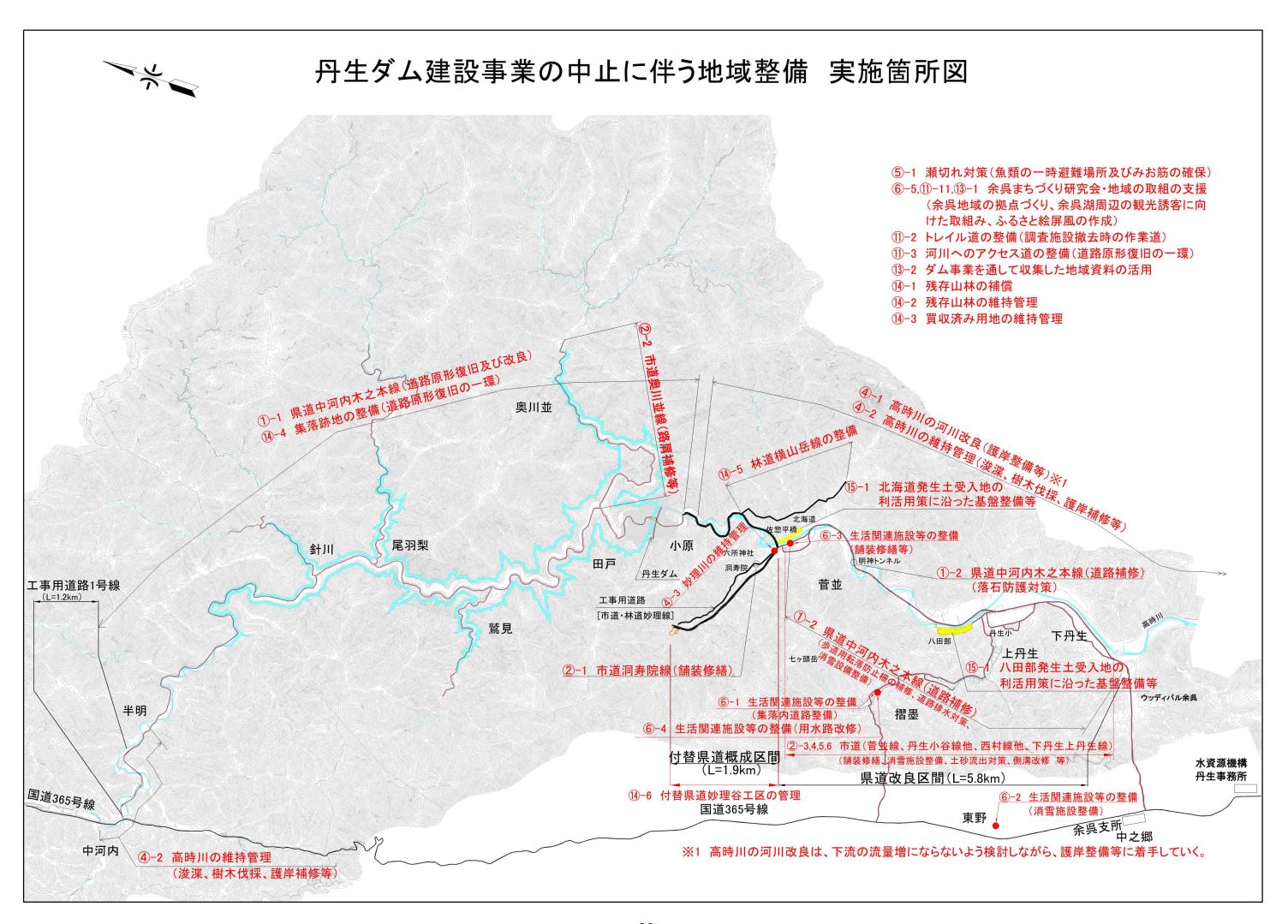
## 【表-1】丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画の事業体系

大分類	中分類	小分類	今後の検討事項
		①県道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、近隣地域と を結ぶ中河内木之本線等の県道改良及び補修を着実に進める手法を 立案し検討する。
	道路網の整備	②市道の整備	住民の安心・安全の確保、地域の活性化を図るため、住民生活に 密着した市道について整備内容を立案し検討する。
誰も		③近隣地域との交流促進	他県と結ぶ交通ルートを整備することを地域振興策の基本施策と するため、福井県など近隣地域との交流につながる道路網の整備手 法を立案し検討する。
が安心し	<b>宣映川の河川敷借</b>	④治水対策	流域住民のダムに代わる安心・安全の確保のため、水害や土砂災害を防ぐ対策を実施するとともに、浚渫や護岸等の適切な維持管理を着実に進める手法を立案し検討する。
て住み続	高時川の河川整備	⑤瀬切れ対策	天井川特有の瀬切れ特性を踏まえ、現実的な対応策についてダム 中止の検討案も参考に学識経験者等の意見も取り入れながら対策箇 所、対策手法を立案し検討する。
けられる:	安心・安全な生活のための環境整備	⑥生活関連施設の整備	地域住民の生活環境の向上を図るために必要な整備内容・整備手法 を立案し検討する。
地域		⑦公共交通機関の維持・確保	地域住民の定住促進を図るため、住民ニーズに対応した公共交通 機関の維持・確保できる施策を立案し検討する。
		⑧防災拠点の整備	防災機能強化のため、水害・土砂災害のおそれのある地域を把握 するとともに、避難所等の防災拠点の整備について立案し検討す る。
		②保健および福祉の向上	若者が定着し、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できる対策を立案し検討する。
個性		⑩農林業の振興	地域農林業の維持のため、木材の活用策、獣害対策、販売先の確 保及び担い手確保のための施策を立案し検討する。
ある産業	自然、文化、歴史 を活かした地域振 興策	⑪観光の振興	余呉地域の観光資源を有効に活用するため、民間活力の導入も視 野に入れ、様々なニーズの集客が図れるように観光ルートの開発・ 整備等を着実に進める手法を立案し検討する。
が息づく		⑫商工業の振興	地域の資源や小原かご等伝統産業を活かした地域商業の活性化を 図るため、これらを販売できる手法を立案し検討する。
地域		③地域独自の山村文化の継 承	「丹生茶わん祭り」など伝統文化の保存と後世への伝承のため、後継者の確保・育成手法や山村地域独自の特色ある文化遺産の活用手法を立案し検討する。
守り育て	水源地域の山林等	④山林等の管理保全	豊かな森林資源の保全、利活用を図るため、林道・作業道の整備 や山林保全、集落跡地の保全手法を立案し検討する。
てる地域	の保全と維持管理	⑤発生土受入地の利活用	発生土受入地について、地域の意向に沿った利活用手法を立案し 検討する。

#### 【表-2】事業体系の内、早期(概ね5年以内)の着手が必要なもの

分数	į	枝番号	実施内容	実施内容		実施主体/事業執行者 (事業予算等)	着手時期	完了したもの
I 道 路	:IU	1	工事用道路として利用した県道中河内 及び改良)	]木之本線(道路原形復旧	中河内~菅並	水資源機構・滋賀県	H29年度~	
誰もが安心して住		2	県道中河内木之本線(道路補修)	歩道用転落防止柵の補修 歩車道境界ブロックの補修 落石防護対策	京車道境界ブロックの補修		H29年度~	R元年度完了
住み続けられ				道路排水対策				H30年度完了
る地	2	1	工事用道路として利用した市道洞寿院	l 記線(舗装修繕)	菅並	水資源機構	H30年度~	R元年度完了
域	2	2	工事用道路として利用した市道奥川並	b線(路肩補修等)	田戸~奥川並	  水資源機構  長浜市(国補助金を含む)	H29年度~	
	2	3	市道菅並線	側溝改修	菅並	長浜市(県交付金を含む)	H30年度~	R元年度完了
	2	4		舗装修繕	摺墨~上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度~	
				消雪施設整備	摺墨	長浜市(県交付金を含む)		R元年度完了
			市道丹生小谷線他	落石雪崩対策	摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)		
				土砂流出対策	上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)		
	2	5	市道西村線他	消雪施設整備	上丹生	長浜市	H30年度~	
	2	6	市道下丹生上丹生線	消雪施設整備舗装修繕	下丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度~	
	4	1	高時川の河川改良	護岸整備等	中河内、菅並~下丹生	滋賀県(個別補助事業・国交付金を含む)	H29年度~	
リ の 整				浚渫、樹木伐採				
備	4	2	高時川の維持管理	護岸補修	- 中河内、菅並~下丹生 -	滋賀県	H29年度~	
	4	3	妙理川の維持管理	<u>I</u>	菅並	滋賀県	H30年度~	
	(5)	1	瀬切れ対策 (魚類の一時避難場所及び みお筋の	確保)	高時川	時川 滋賀県(国交付金を含む) H29年/		
安心	1	1	生活関連施設等の整備	集落内道路整備	摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度~	
安全な	6	2	生活関連施設等の整備	消雪施設整備	東野	地域の取組を支援<整備局・滋賀県・水資源機構で調査中>	R元年度~	
生活のた		3	生活関連施設等の整備(工事用道路 で利用した道路原形復旧の一環)	舗装修繕等	菅並	水資源機構	R元年度~	R元年度完了
め の 環	-	4	生活関連施設等の整備	用水路改修	摺墨	地域の取組を支援〈整備局·滋賀県·水資源機構で調査中〉	R元年度~	
	6	5		余呉地域の拠点づくり	中之郷他	地域の取組を国が支援	R元年度~	
個然	11	1	余呉まちづくり研究会・地域の取組の 支援	余呉湖周辺の観光誘客に 向けた取組み	下余呉、川並ほか	地域の取組を国が支援	R元年度~	
	13	1		ふるさと絵屏風の作成	菅並他	地域の取組を国が支援	R2年度~	
業がお	11	2	トレイル道の整備(調査施設撤去時の	作業道)	小原、田戸	水資源機構	R元年度~	
息し	11	3	河川へのアクセス道の整備(道路原形	復旧の一環)	半明~小原	水資源機構	H29年度~	
地域		2	ダム事業を通して収集した地域資料の	)活用	余呉支所ほか	水資源機構ほか	H29年度~	
Ⅲ水のおお	14	1	残存山林の補償		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥 川並、小原	水資源機構	H29年度~	
ふるさと	14	2	残存山林の維持管理		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥 川並、小原	滋賀県	R2年度~ (引き受け後)	
を守り	ı	3	買収済み用地の維持管理		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥 川並、小原、菅並、半明	水資源機構・滋賀県	R元年度~	
育の	14	4	集落跡地の整備(道路原形復旧の一)	睘)	半明、針川、尾羽梨、鷲見、田戸、奥川並、小原	水資源機構	R元年度~	
地は組	14	5	林道横山岳線の整備		木之本~菅並	滋賀県	実施計画策定以前から着手している事業	
持管理	14	6	付替県道妙理谷工区の管理		菅並	水資源機構・滋賀県	R元年度~	
4		1	発生土受入地の利活用策に沿った基	盤整備等	北海道、八田部	水資源機構	H29年度~	

<sup>※</sup>本表は、今後の協議により随時追加更新を行うものである。 ※概ね5年以内とは、H29年度から概ね5年以内の着手が必要な事業をいう。



### ■改定履歴

·平成 29 年 4 月 18 日: 実施計画 (平成 29 年 4 月版) 策定

·平成 30 年 4 月 18 日: 実施計画 (平成 30 年 4 月版) 改定

・令和 元年5月23日: 実施計画(令和 元年5月版)改定

·令和 2年5月 日:実施計画(令和 2年版)改定

	分枝番		支 番		実施箇所	実施主体/事業執行者 (事業予算等)	着手時期	R2年度の整備内容 ※1	事業費 ※1 全体	R元度迄	R2度【計画】	全体	整備量 ※1 R元度迄	R2度【計画】	進捗率 ※3	/# <del>**</del>
I 道 E			事用道路として利用した県道中河内 旧及び改良)	7木之本線(道路原形	中河内~菅並		H29年度~	道路原形復旧及び改良	34億円	※2 7.25億円	2.28億円	13.5km	<b>※</b> 2 8.07km	1.61km		令和元年度迄には、整備不要箇所 3.85kmを含む。
語 d も が 速	5	1及1														舗装工事は、後年に実施予定
安原				歩道用転落防止柵の 補修				歩道用転落防護柵	$\setminus$				323m	125m		
しし				歩車道境界ブロックの 補修	) 一 菅並から下丹生			歩車道境界ブロック					93m	40m		
住	1	2 県道中河内木之本線(道路補修)	道中河内木之本線(道路補修)	落石防護対策		滋賀県	H29年度~	R元年度完了		1.50億円	0.10億円	168m	168m			
続			道路排水対策				道路排水対策(下丹生)				H29年度に 検証中	試行的な対:	策を実施し、	その効果を		
け ら				消雪施設整備				H30年度完了				2箇所				
れる	2	1 工	事用道路として利用した市道洞寿院	完線(舗装修繕)	菅並	水資源機構	H30年度~		追加的事業費 の内数	0.11億円		1,800m2	1,800m2		100% 100%	
地域	2	2 工事	事用道路として利用した市道奥川並	並線(路肩補修等)	田戸~奥川並	水資源機構 長浜市(国補助金を含む)	H29年度~	路肩補修		0.29億円	0.02億円		0.49km	0.05km		
	2	3 市道	道菅並線	側溝改修	菅並	長浜市(県交付金を含む)	H30年度~	_				0.06km	0.06km			
	2	4		舗装修繕	摺墨~上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度~	_					1,930m2	0m2		
			<b>诺贝</b> 弗 小 公 組 <b>小</b>	消雪施設整備	摺墨	長浜市(県交付金を含む)		_				1箇所	1箇所			
		גיוו	道丹生小谷線他	落石雪崩対策	摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)		落石雪崩柵	4.10/ <del>=</del> III	1 F0/辛田	1 00/ <del>≐</del> ⊞	1箇所	0箇所	1箇所	00%	,
				土砂流出対策	上丹生	長浜市(国・県交付金を含む)		土砂流出対策	4.12億円	1.59億円	1.82億円	2箇所	1箇所	1箇所	39% 83%	
	2	5 市道	道西村線他	消雪施設整備	上丹生	長浜市	H30年度~	地下水消雪の代替案を検討中								
	2	O   -		消雪施設整備	下丹生	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度~	消雪施設整備				0.55km	0.33km	0.22km		
		ת לו	道下丹生上丹生線	舗装修繕				舗装修繕				5,700m2	1,900m2	1,900m2		
高田田	4	1 高明	時川の河川改良	護岸整備等	中河内、菅並~下丹生	滋賀県(個別補助事業・国交付金を含む)	H29年度~	河川改修の詳細設計等、護岸整備		1.40億円	1.30億円		0m	100m		R2から姉川高時川が個別補助事業化(R2: 事業費 4億円)
J				浚渫、樹木伐採				堆積土砂撤去(浚渫)					10,710m3	2,700m3		7 9132 1131 17
基	4	2 局間	時川の維持管理	護岸補修	中河内、菅並~下丹生	滋賀県	H29年度~	護岸補修		0.91億円	0.25億円		110m	90m		
	4	3 妙耳	理川の維持管理		<del></del>	滋賀県	H30年度~	維持管理に配慮した河川堤防の修繕		0.05億円	0.15億円		0m	50m		
	⑤		切れ対策 負類の一時避難場所及び みお筋の	確保)	高時川	滋賀県(国交付金を含む)	H29年度~	局所的な水域の確保および連続的なみ お筋の確保のための施設設置(試行)		0.95億円	0.20億円		0箇所	1箇所		
3/	6		活関連施設等の整備		摺墨	長浜市(国・県交付金を含む)	H30年度~	集落内道路整備(舗装工)	上記、②-4市 石雪崩対策に		線他の落	0.46km	0 km	0.46km		落石雪崩対策のための迂回路として整備 (R2年度は舗装工)
3 4	6				東野	地域の取組を支援〈整備局・滋 賀県・水資源機構で調査中〉	R元年度~	消雪施設整備の調査・設計								( ) Zooning
5 0	<b>6</b>	3 生流でま	活関連施設等の整備(工事用道路 利用した道路原形復旧の一環)	舗装修繕等	菅並	スポッスは一人は一人	R元年度~	R元年度完了	追加的事業費 の内数	0.02億円		1箇所	1箇所		100% 100%	
0 E	6			用水路改修	摺墨	地域の取組を支援〈整備局·滋 賀県·水資源機構で調査中〉	R元年度~	用水路の調査								
均 生 化	<b>6</b>	5		余呉地域の拠点づくり	中之郷他		R元年度~	まちづくり研究会で具現化に向け議論								
個名	11)	1 余	呉まちづくり研究会・地域の取組の 揺	余呉湖周辺の観光誘 客に向けた取組み	下余呉、川並ほか	地域の取組を国が支援	R元年度~	まちづくり研究会で具現化に向け議論								
性  3	(13)	1		ふるさと絵屏風の作成	菅並他	地域の取組を国が支援	R2年度~	ふるさと絵屏風の作成支援								
産業	11)	2 トレ	レイル道の整備(調査施設撤去時の	作業道)	小原、田戸	水資源機構	R元年度~	原石山横坑閉塞の調査、工事準備	追加的事業費 の内数	0.01億円	0.00億円	640m	580m	0m	91% 91%	進捗率は、整備量ベース
息づ	11)	3 河川	川へのアクセス道の整備(道路原形	後旧の一環)	半明~小原	水資源機構	H29年度~		県道中河内木に含む	:之本線(①1	)の事業費	38箇所	30箇所	3箇所	79% 87%	進捗率は、整備量ベース
く   地   地   地	13	2 ダム		)活用	余呉支所ほか	水資源機構ほか	H29年度~	地元が望む活用方策に沿って資料を提供	1000							
III 7	14)	<ul><li>① 1 残存山林の補償</li><li>② 残存山林の維持管理</li><li>② 3 買収済み用地の維持管理</li></ul>		針川、尾羽梨、鷲見、田戸、 奥川並、小原	水資源機構	H29年度~	地番図確定・補償説明・補償契約実施	追加的事業費 の内数								
るち	14			公司	光如旧	R2年度~ (引き受け後)	   残存山林の取扱いに関する協議調整	OP150								
اع اع	14)				<u>奥川亚、小原</u> 針川、尾羽梨、鷲見、田戸、 奥川並、小原、菅並・半明		(5)  を受ける/                 	  買収済み用地の取扱いに関する協議調 								
を 守 り		4 集落		<b>層</b> )	奥川亚、小原、官亚·干明 半明、針川、尾羽梨、鷲見、 田戸、奥川並、小原		 R元年度~	小原地区の整備	県道中河内木 に含む	:之本線(①1	の事業費	7箇所	0箇所	1箇所	0% 149	、 6 進捗率は、整備量ベース
五	14)	5 林道	 道横山岳線の整備		木之本~菅並	<b>滋</b> 智目	実施計画策定以前か	余呉工区の林道整備	1-80	2.75億円	0.50億円		10.7km	0.19km	82% 84%	進捗率は、整備量ベース
る る *	(1 <u>A</u> )		替県道妙理谷工区の管理		<b>菅並</b>		ら着手している事業 R元年度~	リズロナナルのいて明体機関で切ぎ	追加的事業費の内数							
地域	<u> </u>		生土受入地の利活用策に沿った基		北海道、八田部		H29年度~	地元が望む利活用方策に沿った基盤整	追加的事業費							
			R2年度の整備内容および、事業費				,	備等についての調査	の内数							

<sup>※1)</sup> R2年度の整備内容および、事業費、整備量等は、実施状況を踏まえ、随時見直しを行う場合がある。※2) R元年度迄の事業費、整備量は、R元年度迄の実績値をもとに集計している。※3) 進捗率は、事業費ベースで算出している。

# 地域整備実施計画に係る

# 令和元年度実施状況および令和2年度実施予定

# 令和2年5月20日 独立行政法人水資源機構 丹生事務所

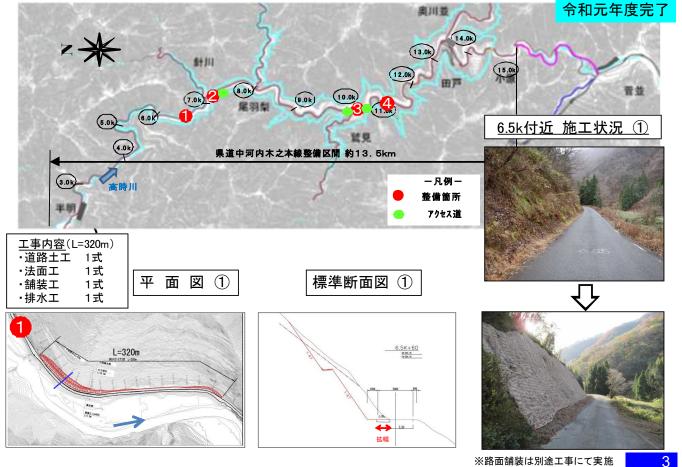
# 実施内容について(水機構)

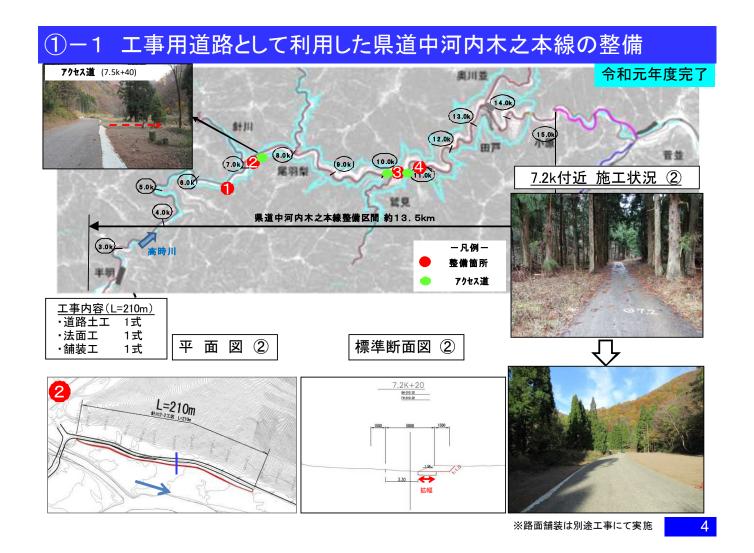
- ▶ ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備
- > ①-3 河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環)
- > 14-4 集落跡地の整備(道路原形復旧の一環)
  - 滋賀県の拡幅工事(水機構が滋賀県より施工受託)と併せ道路原形復旧を実施
  - 道路整備箇所:R1年度 施工延長 2.13kmを実施、R2年度 施工延長 1.61kmを予定
  - 現県道整備にあわせ、河川のアクセス道の整備を実施(R1年度:5箇所、R2年度:3箇所予定)
  - 集落跡地整備:R1年度 先例地の視察、整備内容、管理者について協議を実施。R2年度 小原地区の整備を実施予定 (現県道整備にあわせ実施していく)
  - エ事用道路2号線部分引き渡しのための設計及び整備工事を実施(R2年度:トンネル照明設備工事、舗装修繕工事等)
- ▶ ②-1 工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)
- > ⑥-3 生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環)
  - R1年度 舗装修繕を実施(市へ引き渡し完了)
- > ①1-2 トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道)
  - R1年度 ダムサイト左岸トレイル道整備完了。約580m(ダムサ仆横坑・立坑閉塞の作業道)
  - R2年度 田戸原石山の横坑閉塞に向け作業道のルート調査等の準備を予定
- ▶ ①1-2 ダム事業を通して収集した地域資料の活用
  - 丹生ダムの建設事業を通じて収集した地域の地誌・歴史・環境等に関する膨大な資料、旧中河内小学校に関する記録も 含めた資料の整理及び活用方法の検討を実施。利用についてダム対(地元)において調整中
- > 14-1 残存山林の補償
  - R1年度:残存山林について地番図が完成し各支部ごとに確認作業を実施
  - R2年度:補償を実施予定
- > 14-3 買収済み用地の維持管理
  - 買収用地の対応について協議、維持管理を継続(R1年度~)
- ▶ 14-6 付替県道妙理谷工区の管理
  - 今後の利活用の方法について関係者と協議、管理を継続(R1年度~)
- ▶ ⑮-1 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等
  - 発生土受入地の利活用について引き続き利活用の検討を進める

- 河川へのアクセス道の整備(道路原形復旧の一環)
- 集落跡地の整備(道路原形復旧の一環)
- ・滋賀県の拡幅工事(水機構が滋賀県より施工受託)と併せ道路原形復旧を実施。
- ・道路整備箇所 : R1年度 施工延長 2.13kmを整備し下流~田戸地区の拡幅整備工事が完了。 R2年度 施工延長 1.61km予定
- ・現県道整備にあわせ、河川のアクセス道の整備を実施(R1年度:5箇所、R2年度:3箇所予定)
- ・現県道整備にあわせ、集落跡地の整備を実施(R2年度: 小原地区予定)



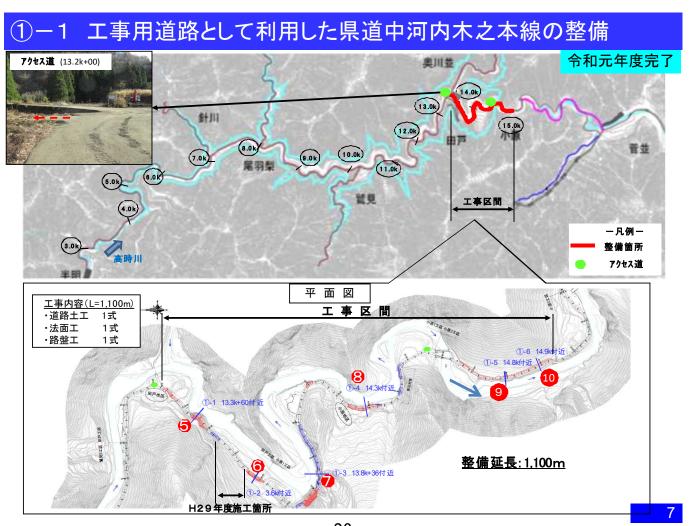
# 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備







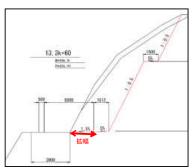
### 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 令和元年度完了 アクセス道 (10.4k+00) 13.0k 10.9k付近 施工状況 ④ 6.0k 4.0k 県道中河内木之本線整備区間 約13.5km 一凡例一 整備箇所 アクセス道 工事内容(L=160m) •道路土工 1式 •法面工 1式 平 面 図 4 標準断面図 ④ •舗装工 1式 4 ※路面舗装は別途工事にて実施 6



令和元年度完了

□ 標準断面図①−1

13.3k+60付近 施工状況

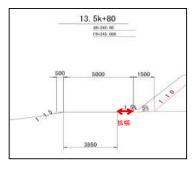






6 標準断面図①-2

13.6k付近 施工状況







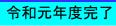
※路面舗装は別途工事にて実施

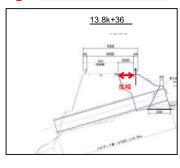
8

# ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

□ 標準断面図①−3

13.8K+36付近 施工状況



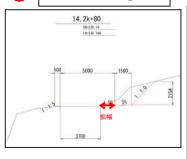






■ 標準断面図①−4

14.3k付近 施工状況







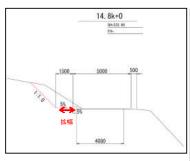
※路面舗装は別途工事にて実施

9

標準断面図①-5

<u>14.8k付近 施工状況</u>

令和元年度完了



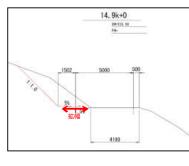




10

# 標準断面図①-6

### 14.9k付近 施工状況



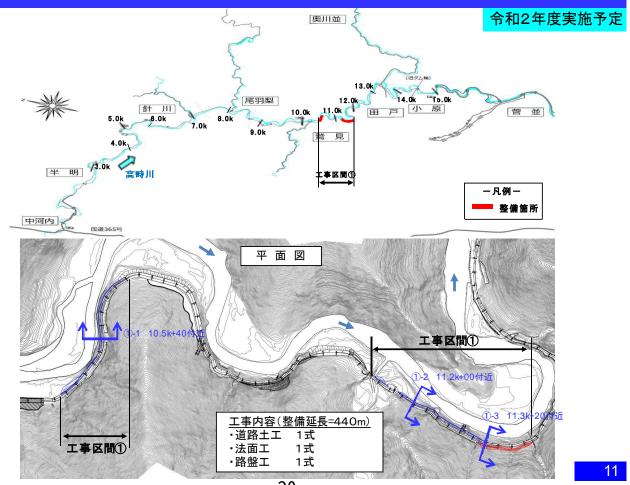




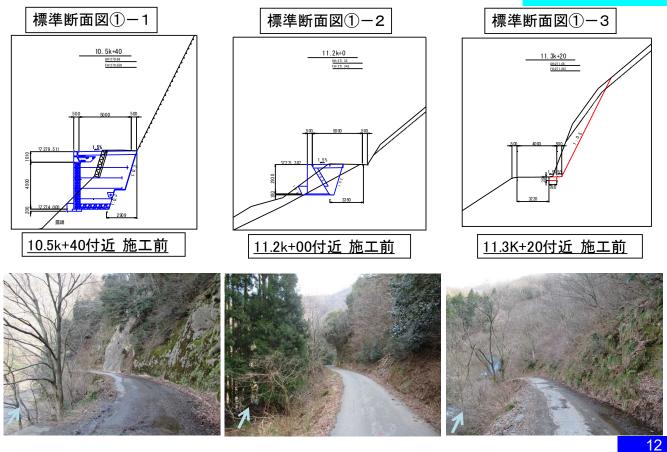
※路面舗装は別途工事にて実施

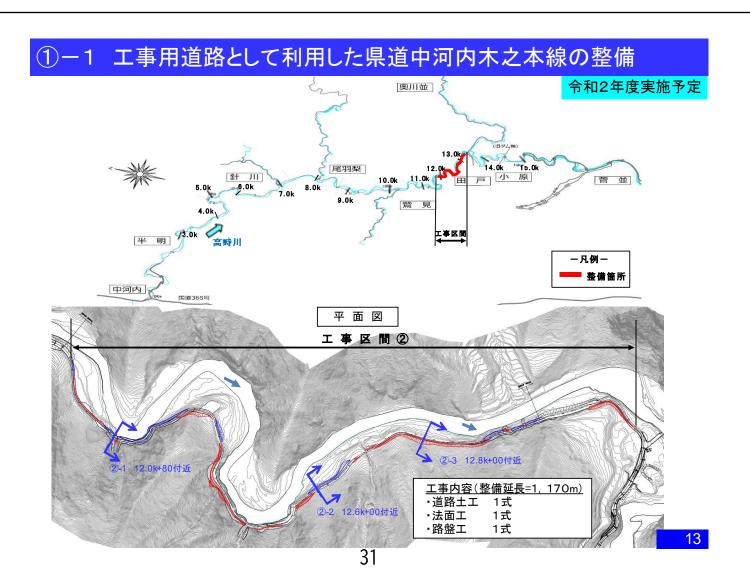
10

# ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

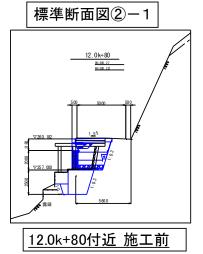


### 令和2年度実施予定

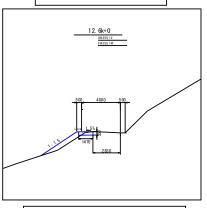




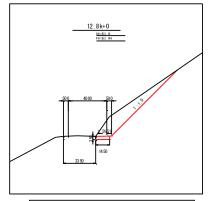
#### 令和2年度実施予定



標準断面図②-2



標準断面図②-3



12.6k+00付近 施工前 12.8K+00付近 施工前







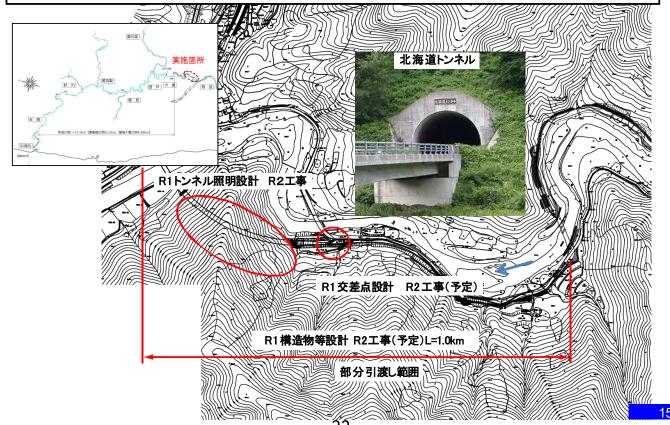
14

## 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備

工事用道路2号線部分引き渡しのための設計及び工事を行う。

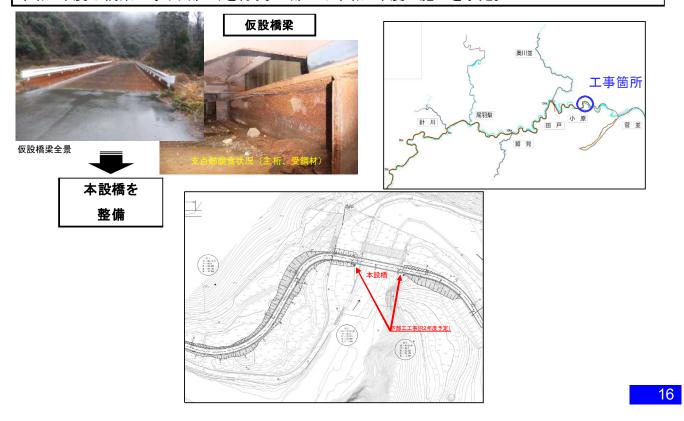
R2年度はトンネル照明や交差点整備等の工事を完了予定。

令和元年度設計完了 令和2年度工事予定



# ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 (工事用道路2号線の引き渡しのため) <sub>令和2年度実施予定</sub>

工事用道路を県道として引き渡すため、仮設橋梁を本設橋に整備するなどの追加工事を実施する。 令和2年度は橋梁工事(下部工)を行う。上部工は令和3年度の施工を予定。



# ②-1 工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)

### ⑥-3 生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環)

工事用道路として利用した市道の損傷箇所についてR1年度に舗装修繕等の復旧を行い長浜市への引き渡しを完了。



## ②-1 工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)

⑥-3 生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環)

令和元年度完了









復旧前







18

# ②-1 工事用道路として利用した市道洞寿院線(舗装修繕)

⑥-3 生活関連施設等の整備(工事用道路で利用した道路原形復旧の一環)

補修前



補修後

補修後



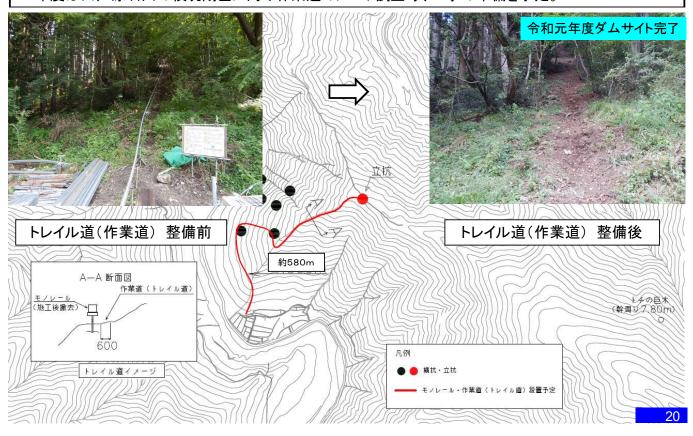
補修前



令和元年度完了

# ①-2 トレイル道の整備(調査施設撤去時の作業道)

R元年度はダムサイト左岸の横坑・立坑閉塞の作業道を兼ねたトレイル道を設置。 R2年度は田戸原石山の横坑閉塞に向け作業道のルート調査等、工事の準備を予定。





35

### ③-2 ダム事業を通して収集した地域資料の活用

丹生ダムの建設事業を通じて収集した地域の地誌・歴史・環境等に関する膨大な資料、 旧中河内小学校に関する記録も含めた資料の整理及び活用方法の検討を実施。

#### 【地域資料の概要】

- 1) 地誌: 丹生地域の自然・社会・文化などの特性に関する資料
  - ・民俗・風土文化に関する風土誌
  - ・昭和55年12月豪雪に関する記録
  - 消えゆく里の記録
- 2) 環境調査等資料:建設所で実施した地質、動植物等の調査資料
- ①丹生ダム関連環境調査資料
  - •環境基盤調査(地形、地質、植生、河川形態)
  - ・動植物(確認種の状況:植物、ほ乳類、鳥類、両生類、ほか)
- ②高時川の川模様(年間の四季折々の写真)、瀬切れ実態等
- 3) 歴史: 余呉・丹生地域の歴史のあゆみなどに関する資料
  - ·余呉町誌 通史編 上巻·下巻
  - ・旧中河内小学校に関する記録
- 4) その他
- ①自然環境調査報告書
- ②水文・気象データ など

#### 【令和元年度実施状況】

1)利用について、ダム対(地元)において 調整中。(資料リスト提示済み)

#### 【令和2年度実施予定】

1)ダム対の意見を受け、具体的な利用方法について検討。



資料閲覧イメージ



地 誌



広報誌等

22

- 14-1 残存山林の補償
- (4)-3 買収済み用地の維持管理
- 14-6 付替県道妙理谷工区の管理
- (15) 1 発生土受入地の利活用策に沿った基盤整備等
- ・残存山林について平成29年度から令和元年度にかけて調査(地番図作成)し令和2年度は補償を実施 予定。
- ・買収用地について滋賀県への引継ぎに向け、令和2年度は滋賀県等との協議調整を行い、その間の維持管理を継続する。
- ・付替県道について滋賀県への引き渡しに向け、令和2年度は今後の利活用方法、安全対策等について 関係者と協議し、その間の管理を継続する。
- ・発生土受入地(北海道、八田部)について、引き続き利活用の検討を実施する。



# 地域整備実施計画に係る

## 令和元年度実施状況および令和2年度実施予定

# 令和2年5月20日 滋賀県 流域政策局 長浜土木事務所木之本支所

1

### 令和元年度の事業進ちょく状況について(滋賀県)

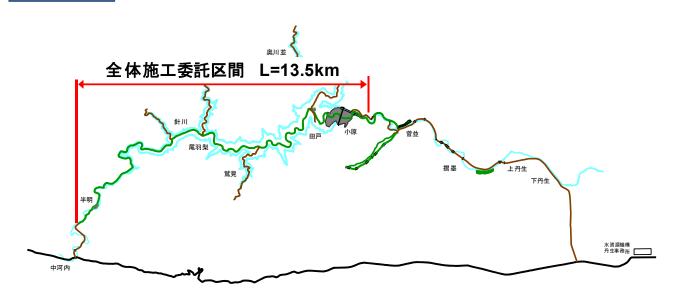
- > ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備
  - 拡幅工事に必要な道路整備工事を水資源機構へ施工委託
- > ①-2 県道中河内木之本線の道路補修
  - 雪で変形した歩道用転落防止柵の補修
  - 破損している歩車道境界ブロックの補修
  - 落石防護対策
  - 消雪水の道路排水対策
- ▶ ②−5 市道西村線他消雪施設整備 関連
  - 地下水調査
- ▶ ④-1 高時川の河川改良
  - 河川改修に向けた測量、調査・設計業務および護岸工事
  - 護岸整備に向けた測量、調査、設計業務および護岸工事
- ▶ 4-2 高時川の維持管理
  - 堆積土砂の撤去(浚渫)と護岸補修
  - 護岸の災害復旧工事
- ▶ 4-3 妙理川の維持管理
  - 妙理川の維持管理
- ▶ ⑤-1 瀬切れ対策(魚類の一時避難場所及びみお筋の確保)
  - 高時川下流において試行の施設設置
- ▶ ⑭-5 林道横山岳線の整備
  - 余呉工区の林道整備
- ▶ ①-1 工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 (橋梁)
  - 施工委託区間内の橋梁整備(菅並~中河内地先)

### ①-1 工事用道路として利用した

### 県道中河内木之本線の整備

・水資源機構が実施する現県道の原形復旧・機能回復工事にあわせて拡幅工事を水資源機構に委託【継続実施】

#### 位置図



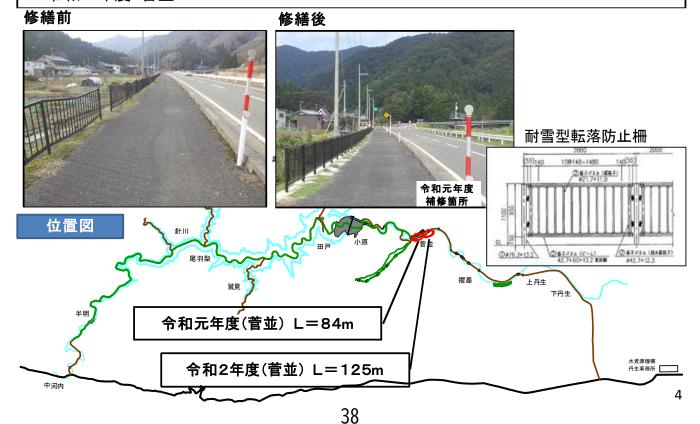
3

### ①-2 県道中河内木之本線の道路補修(1)

・雪で変形した歩道用転落防止柵の補修【継続実施】

令和元年度: 菅並 L=84m(R01.6月~R01.8月実施)

令和 2年度: 菅並 L=125m

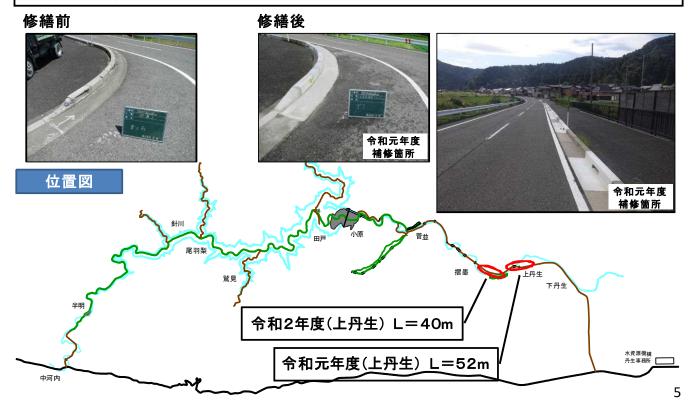


# ①-2 県道中河内木之本線の道路補修(2)

・破損している歩車道境界ブロックの補修【継続実施】

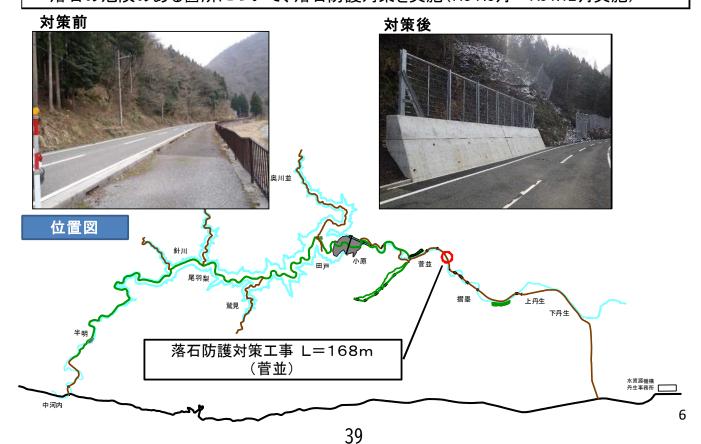
令和元年度: 上丹生 L=52m(R01.6月~R01.8月実施)

令和 2年度: 上丹生 L=40m



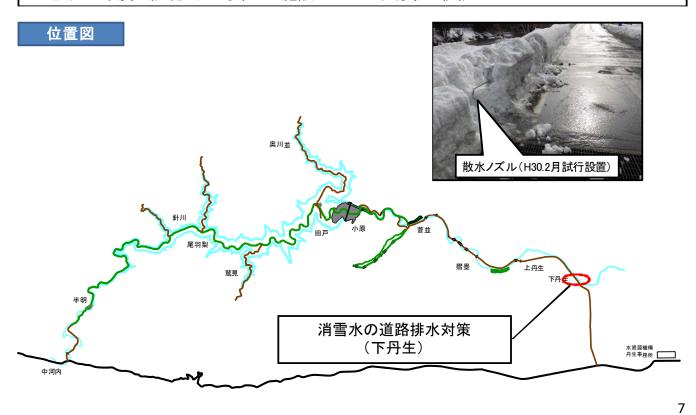
## ①-2 県道中河内木之本線の道路補修(3)

・落石防護対策【完了】 落石の危険のある箇所について、落石防護対策を実施(H31.3月~R01.12月実施)



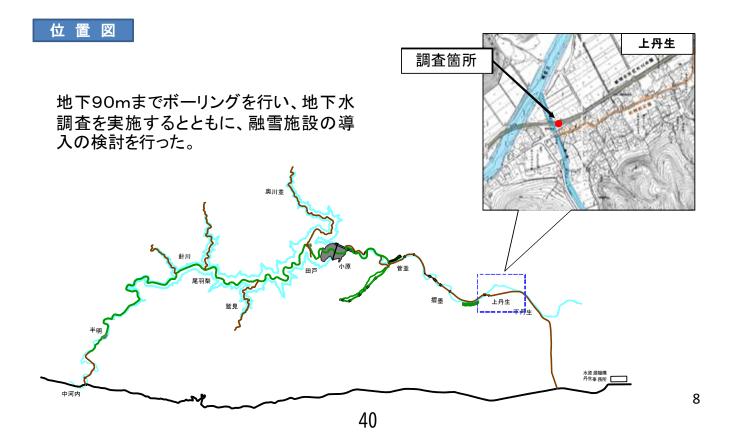
# ①-2 県道中河内木之本線の道路補修(4)

・消雪水の道路排水対策【試行継続】 平成29年度に試行的に対策した施設について、効果の検証



# ②-5 市道西村線他消雪施設整備 関連

・県道中河内木之本線沿いで地下水調査を実施(R01.10月~R02.3月実施)【完了】



# 4-1 高時川の河川改良(1)

・河川改修に向けた測量、調査、設計業務および河川改修工事【継続実施】

令和元年度:用地調查、地質調查、詳細設計

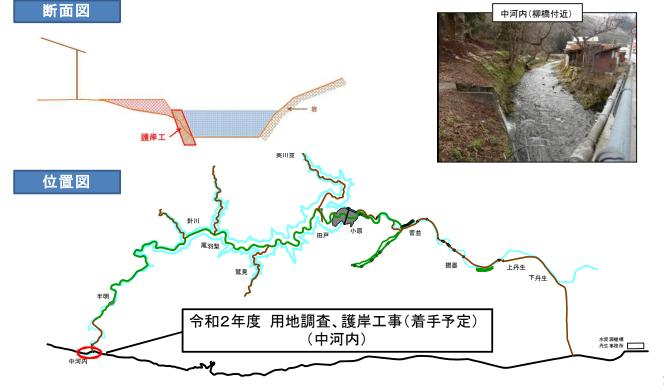
令和 2年度:用地調査、地質調査、詳細設計、護岸工事



### 4-1 高時川の河川改良(2)

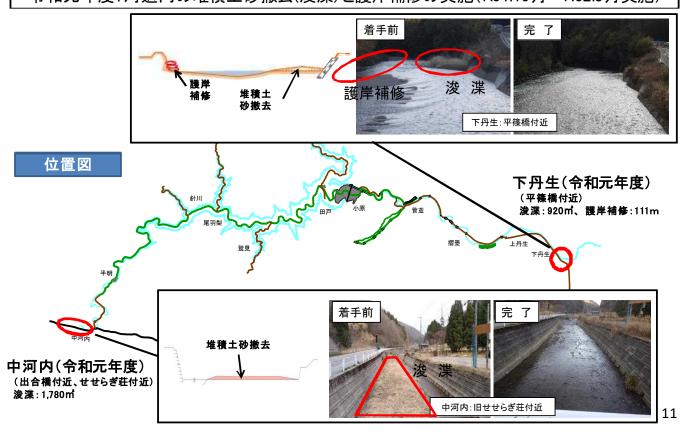
・護岸整備に向けた測量、調査、設計業務および護岸整備工事【継続実施】

令和元年度:測量、詳細設計令和2年度:用地調査、護岸工事



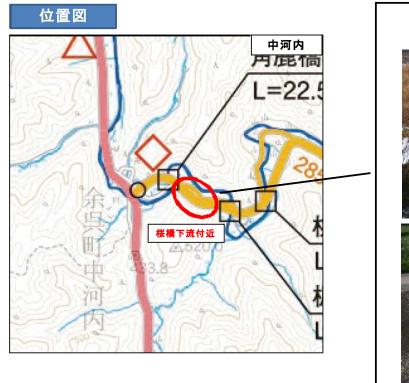
# 4-2 高時川の維持管理(1)

・土砂堆積等が著しい箇所について、優先順位の高い箇所から浚渫等を実施【継続実施】 令和元年度:河道内の堆積土砂撤去(浚渫)と護岸補修の実施(R01.10月~R02.3月実施)



## 4-2 高時川の維持管理(2)

・平成29年台風5号の出水により、護岸欠損の被災があった護岸の災害復旧工事【完了】 (H31.3月~R01.10月)





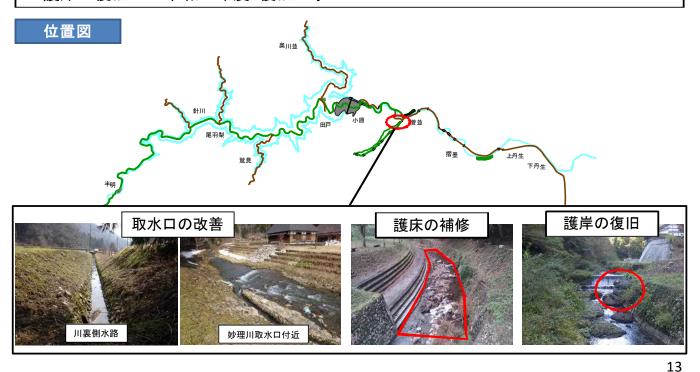
### 4-3 妙理川の維持管理

#### ・妙理川の維持管理【継続実施】

・取水口の改善 令和元年度:測量、詳細設計 令和2年度:改善工事

・護床の補修 令和 2年度: 測量、詳細設計

・護岸の復旧 令和 2年度:復旧工事



## ⑤-1 瀬切れ対策

・高時川下流において局所的な水域(魚類の一時避難場所)の確保および連続的なみお筋 (縦断的連続性)の確保施設設置(試行)に向けた工事【継続実施】

#### 位 置 図



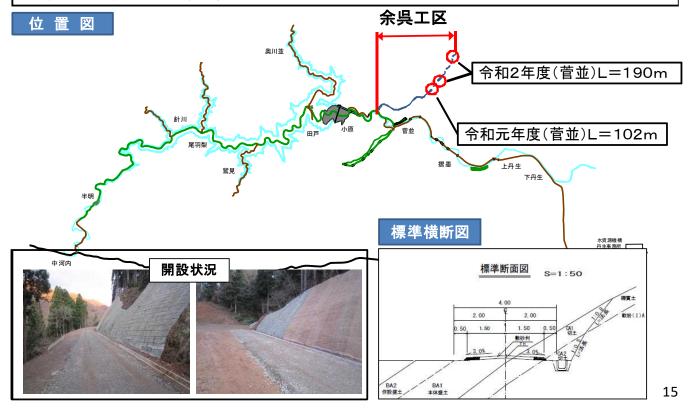
14

# 14-5 林道横山岳線の整備

・余呉工区の林道整備の実施【継続実施】

令和元年度: 施工延長 102m (H30.10月~R02.1月)

令和 2年度:施工延長 約190m



### ①-1 工事用道路として利用した

### 県道中河内木之本線の整備 (橋梁)

- ・施工委託区間内の橋梁整備【継続実施】
- · 令和元年度 橋梁点検(~令和2年2月)
- ・令和2年度 橋梁点検結果を踏まえ、設計に着手予定



# ①-1 工事用道路として利用した

### 県道中河内木之本線の整備 (橋梁)

番号	橋 名					有効幅員 (m)	橋 長 (m)	H26 点検	H29 点検	R1 点検	点検結果 (健全度)
1	半		明		橋	6. 30	13. 50	0		0	I
2	大	音	波	JII	橋	4. 00	13. 10	0		0	п
3	無	名	橋	1	号	3. 50	3. 45	0		0	I
4	無	名	橋	2	号	3. 30	3.00	0		0	I
5	無	名	橋	3	号	3. 50	3. 10	0		0	I
6	無	名	橋	4	号	4. 00	4. 00	0		0	I
7	無	名	橋	5	号	3. 80	3.00	0		0	I
8	無	名	橋	6	号	3. 45	4. 40	0		0	I
9	無	名 橋	7	- 1	号	3. 65	3.00	0		0	I
10	無	名 橋	7	- 2	号	3. 00	3. 40	0		0	I
11	針		Ш		橋	4. 00	10. 80	0		0	п
12	宫		下		橋	3. 20	14. 80	0		0	ш
13	古	呂		立	橋	3. 50	22. 00		0		п
14	無		名		橋	5. 80	5. 40		0		п
15	無		名		橋	3. 70	1. 60				<del>_</del>
16	雄	鳥		谷	橋	3. 60	4. 00	0		0	I
17	鷲		見		橋	3. 70	10.00	0		0	п
18	鷲	見	1	号	橋	3. 50	5. 30	0		0	п
19	小		原		橋	2. 70	37. 00		0		п
<b>#</b>								15	3	15	

15番:橋長が2. Om未満の橋梁については、法令に基づく点検はしなくてよい

健全度: I =健全、I =予防保全段階、Ⅲ=早期保全段階、Ⅳ=緊急措置段階 (国土交通省橋梁定期点検要領判定区分)

17

# 参考資料

# ①-1 工事用道路として利用した

## 県道中河内木之本線の整備 (橋梁)

協定区間内橋梁一覧



# 参考資料

## ①-1 工事用道路として利用した

### 県道中河内木之本線の整備 (橋梁)

協定区間内橋梁一覧



19

# 参考資料

# ①-1 工事用道路として利用した

県道中河内木之本線の整備 (橋梁)

協定区間内橋梁一覧



# 地域整備実施計画に係る 令和元年度実施状況および令和2年度実施予定

令和2年5月20日 長浜市北部振興局

### 実施内容について(長浜市)

- ▶ ②-3 市道菅並線 (側溝改修) [実施済]
- 【実施予定】 ▶ ②-4 市道丹生小谷線他 (舗装修繕、消雪施設整備、土砂流出対策等)
- ▶ ②-5 市道西村線他 (消雪施設整備)
- ▶ ②-6 市道下丹生上丹生線 (舗装修繕、消雪施設整備) [実施予定]



### ②-3 市道菅並線

#### 側溝改修工事を実施

市道菅並線側溝改修工事 工期: R1.9.12 ~ R1.12.10

既設側溝を撤去し、適正なサイズの側溝を設置

•施工延長 60m







施工前

施工後

施工箇所全景

2

### 2-4 市道丹生小谷線他

【実施済】

#### ・消雪施設に関する設計検討を実施

#### 消雪施設設計検討および更新

地元との協議により取水設備の整備は別途 対応とし、その他設備修繕等の更新を実施



①取水設備



②操作盤移設





③バルブ更新



④橋梁部ノズル更新

### 2-4 市道丹生小谷線他

#### ・落石雪崩対策工事を実施

市道丹生小谷線落石雪崩対策迂回路工事 工期: R1.8.1 ~ R2.1.27

落石雪崩対策施工時に市道を通行止めにする必要があるため、集落西側に迂回路を施工

•施工延長 460m (道路幅員 3.0m)

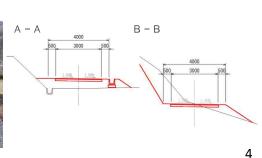




横断図







施工前

施工後

### ②-4 市道丹生小谷線他

【実施中】

•落石雪崩対策工事を実施

市道丹生小谷線落石雪崩対策迂回路舗装工事 工期: R2. 3.20 ~ R2. 5. 28

落石雪崩対策迂回路の舗装を施工

•施工延長 460m (舗装工 1440m²)











 ① 施工前
 ② 施工中
 ③ 施工中

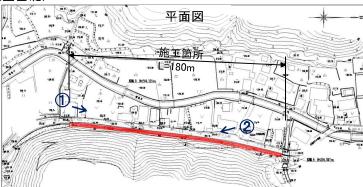
#### •落石雪崩対策工事を実施

市道丹生小谷線落石雪崩対策工事

落石雪崩対策を施工

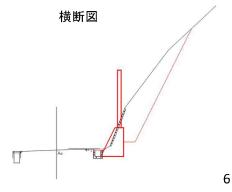
•施工延長 180m (落石雪崩防護柵, 重力式擁壁基礎)











① 施工前

② 施工前

## 2-4 市道丹生小谷線他

【実施済】

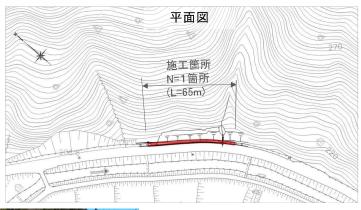
•土砂流出対策工事を実施

市道丹生小谷線土砂流出対策工事 工期: R1.8.20 ~ R2.1.10

既設ブロック積擁壁の間に重力式擁壁を施工

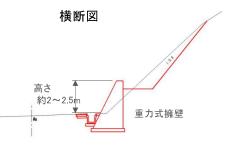
■ 重力式擁壁 1箇所 (L=65m)











施工前 施工後

### 2-4 市道丹生小谷線他

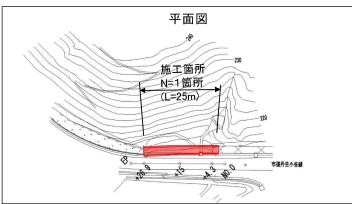
#### ・土砂流出対策工事を実施

市道丹生小谷線土砂流出対策工事

既設ブロック積擁壁の間に重力式擁壁を施工

•重力式擁壁 1箇所 (L=25m)

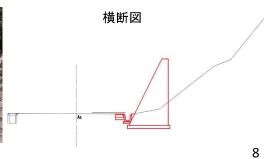








施工前



施工前

## 2-5 市道西村線他

•消雪施設整備水源調査を実施

滋賀県による地下水調査の結果を受け、消雪施設に必要な水量が出ないことを地元に説明した

現在、代替案を検討中



消雪設備整備



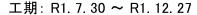
### 2-6 市道下丹生上丹生線

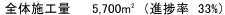
#### ・下丹生地区の舗装修繕工事を実施

市道下丹生上丹生線消雪設備工事

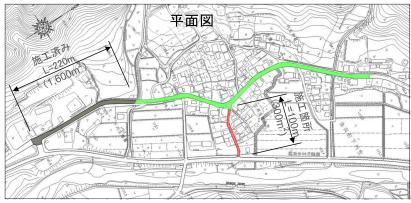
1. 是十分工工分工协们当政师工于

消雪設備設置に伴う舗装復旧により施工 ・施工延長 100m (舗装修繕 300m²)



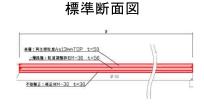












施工前 施工後 10

# 2-6 市道下丹生上丹生線

【実施予定】

#### • 下丹生地区の舗装修繕工事を実施

市道下丹生上丹生線舗装修繕工事

舗装の傷んでいる区間のアスファルトを剥がし、新しいアスファルト舗装を施工

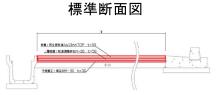
•施工延長 270m (舗装修繕 1900m²) 全体施工量 5,700m² (進捗率 67%)











① 施工前 ② 施工前 11

### 2-6 市道下丹生上丹生線

#### ・下丹生地区の消雪施設整備工事を実施

市道下丹生上丹生線消雪設備工事

プレキャスト型消雪ブロックを施工

•施工延長 330m



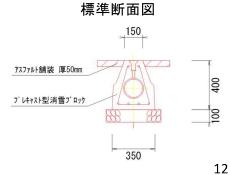
工期: R1. 7. 30 ~ R1. 12. 27











施工前

施工後

### ②-6 市道下丹生上丹生線

【実施予定】

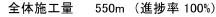
下丹生地区の消雪施設整備工事を実施

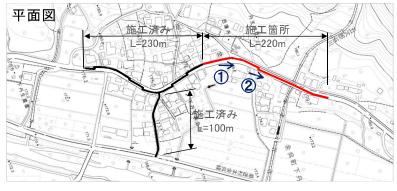
市道下丹生上丹生線消雪設備工事

プレキャスト型消雪ブロックを施工

-施工延長 220m

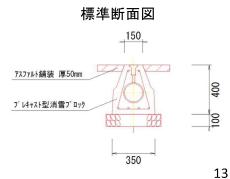












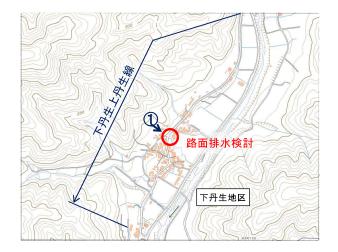
53

# 2-6 市道下丹生上丹生線

#### •下丹生地区の道路排水検討を実施

#### 路面排水検討

地元との協議により舗装修繕時に排水勾配 の調整を行う等の対策について検討中







①路面排水検討

積雪期状況(H30.2)

14

第9回 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会 報告

令 和 2 年 5 月 日 円 円 円 日 円 日 円 生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

本協議会における合意事項は以下のとおり。

- 【別添1】、【別添2】の対応方針について、丹生ダム対策委員会、近畿 地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者で合意し た。
- 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画(令和元年5月版)」に基づく令和元年度の実施箇所の進ちょくの報告、確認がされた。 また、令和2年度の整備内容について確認された。
- 現在の進ちょく状況を踏まえ、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域 整備実施計画(令和2年版)」を作成した。
- 実施計画に基づく地域整備にあたっては、引き続き、滋賀県、長浜市、 水資源機構及び国による進ちょく管理を徹底し、早期・着実に地域整備 が実施できるようお互い協力して進めることが確認された。

以上

### 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備の促進要望に 係る今後の対応方針

#### ○ ダムの目的に関する代替事業(高時川の河川整備)

・ 高時川の河川整備については、令和2年度より国土交通省の補助金を新たに採択することを調整中であり、これにより滋賀県による計画的・集中的な事業推進が可能となる。

#### ○ ダム中止に伴う措置(買収済み用地、残存山林、付替県道などの処理)

近畿地方整備局が中心となって滋賀県、水資源機構と検討、調整してきており、現時点における対応方針は次のとおり。

#### 【買収済み用地】

- ・地元から「民間に売却することは適切ではない」とのご意見をお聞きしているため、滋賀県が、水資源機構から引継ぎ、維持管理していく方針。
- 水資源機構から滋賀県への引継ぎが完了するまで、水資源機構において 適正な管理を継続。

#### 【残存山林】

- ・ 水資源機構においては、所有者に対し、令和2年度より補償を実施。
- ・ 一方、地元住民からは、高齢化等に伴い、個々に維持管理していくこと は困難とお聞きしている。
- ・ 地元から一団の土地の寄付の申し出がある場合は、滋賀県が引き受ける 方針。

#### 【付替県道】

- ・ 県道としての利用は困難であるが、今後の利活用を踏まえ、水資源機構 において安全対策等を行った後、滋賀県が引き受ける方針。
- 水資源機構から滋賀県への引き渡しが完了するまで、水資源機構において適正な管理を継続。

#### 〇 地域振興

- ・地域振興については、地域による主体的な取り組みに対し、その内容に 応じた交付金などにより、近畿地方整備局としても積極的に支援。
- ・地域の歴史と記憶を継承するまちづくりの一助として、ふるさと絵屏風の作成を地域の人々を中心に実施することに対する支援の要望を受けたため、まずはその要望に対し、近畿地方整備局予算を充当して支援。
- ・ 滋賀県としても、平成30年度に創設した丹生水源地域整備特別交付金制度に基づき、地域による主体的な取り組みに対して支援。

以上

丹生ダム対策委員会委員長、近畿地方整備局長、滋賀 県知事、長浜市長、独立行政法人水資源機構理事長に よる現地視察での意見交換事項について

#### 【県道中河内木之本線整備】

水資源機構において、平成27年度より整備をはじめ、平成29年度には計画を策定し、令和8年度までに完了予定であるが、できるだけ早期に 実施し、令和6年度完了を目標に整備。

部分的に供用可能な箇所は、水資源機構から滋賀県に速やかに引き渡

水資源機構において、供用区間、時期、引き渡し要件を整理。

並行する県道については、滋賀県において、長浜市への引き渡し要件な どを整理。

#### 【市道奥川並線・市道洞寿院線の補修】

市道奥川並線については、水資源機構において、補修を実施し、補修完 了後、長浜市に引き渡し。

市道洞寿院線については、整備が完了しており、水資源機構から長浜市 に引き渡し済。

#### 【立坑など調査施設の撤去】

・ 水資源機構において、ダムサイトの立坑などの閉塞作業並びに設置した

工事用道路の整備について、今年度完了。 田戸(原石山)の横坑などの閉塞作業は、令和2年度に調査を行った上

で令和3年度に実施予定。

#### 【集落跡地整備】

小原地区について令和2年度に、その他の地区についても、引き続き、 県道整備と併せて整備予定。

#### 【各発生土受入地の活用】

八田部は、水資源機構において、地元が望む利活用方策に沿った基盤整

備等を実施したうえで借地を解消。 北海道は、水資源機構において、用地の取扱いも含め、地元が望む利活用方策に沿った基盤整備等を実施したうえで引き渡し。

半明は、買収済み用地と同様の取扱い。

### 【地域資料の活用】

水資源機構において、資料のリストアップなどを実施済みであるため、 今後、地元が望む活用方策に沿って資料を提供。

#### 【河川維持管理】

高時川(下丹生より上流区間)や妙理川の維持管理は、滋賀県において 実施。

・ 高時川の瀬切れ対策は、近畿地方整備局が支援を行い、関係機関と協議 のうえ、滋賀県が対策を実施。

以上